

## 企業立地

### 用地取得助成金

工業団地、工業地域、準工業地域、工業専用地域等に工場や事業所を新設、拡充、移設した場合の用地取得費用の一部を助成します。

**対象**／製造業等で一定以上の新規雇用者の増加（中小企業の場合3人以上）を伴う企業（酒田臨海工業団地内の市指定区域ではリサイクル・新エネルギー関連業種も対象）▶**助成率**／用地取得費の20%または30%▶**助成限度額**／2億円（製造業以外は1億円）▶**申請**／操業を開始した翌年の4月30日まで

**【市外からの進出企業の特例】対象**／製造業、情報サービス業等で、1千平方メートル以上の土地を取得し、一定以上の新規雇用者の増加（中小企業の場合10人以上）を伴う企業▶**対象地区**／京田西、臨海、松山工業団地▶**助成率**／50%▶**助成限度額**／3億円

### 工場等設置助成金

工場等を新設、拡充、移設した企業に対して、固定資産税相当額の範囲内で3年間助成します。

**対象**／製造業等（酒田臨海工業団地内の市指定区域ではリサイクル・新エネルギー関連業種も対象）▶**助成率**／①新設（投下固定資産総額2千500万円以上）100% ②拡充（同1千万円以上）60% ③移設（同2千500万円以上）100%▶**条件**／課税免除条例の規定により課税免除を受けることができる固定資産を除く▶**申請**／工場等を新設、拡充、移設した翌年の7月31日まで

**【市外からの進出企業の特例】対象**／製造業、情報サービス業等▶**対象地区**／京田西、臨海、松山工業団地▶**助成内容**／操業開始から3年分の固定資産税相当額を5年間助成（投下固定資産総額2千500万円以上）▶**助成率**／100%

お問い合わせ／【企業立地】企業誘致対策室 ☎26-5361

## 酒田港に関するお知らせ

### 酒田港とは

酒田港は、「山形県唯一の重要港湾」\*として、古くは、最上川舟運の時代から本県産業を支えてきた重要な社会基盤であるとともに、現在では、環日本海圏の物流拠点として地域経済を支えており、県民生活の向上や産業再生、循環型社会へのシフト等の課題解決にも、大きな役割を担っています。

\*重要港湾とは「日本における港湾の一区分。港湾法第2条第2項において「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの」と定義されています。

### 重点港湾（仮称）指定に向けた取り組み状況

国が進める「選択と集中」において、全国103港の重要港湾から40港程度の重点港湾（仮称）を絞り込み、国直轄事業による整備を重点港湾（仮称）に限ることとしています。選定作業は、この夏頃とされており、酒田市では、行政と民間が連携しながら、国に対し、強く要望を行っています。今後も引き続き、官民連携により、重点港湾（仮称）に選定されるよう要望活動を続けて参ります。

### 酒田港の定期コンテナ航路

酒田港と韓国釜山港を結ぶ国際定期コンテナ航路を週1便で運航しており、この航路で、韓国釜山港を経由し、世界各地へとつながっています。

### ＜酒田港利用拡大助成制度＞

#### 酒田港利用スタートアップ促進助成

**対象者**／㉗ 新たに酒田港定期コンテナ航路を利用する荷主 ㉘ 酒田港定期コンテナ航路の輸出のみの利用から、新たに輸入を行う荷主 ㉙ 酒田港定期コンテナ航路の輸入のみの利用から、新たに輸出を行う荷主 ㉚ ア〜ウの荷主に代わって輸出入を行うもの（商社等）  
**助成金額**／1TEUあたり：庄内地域 5,000円、最上地域・秋田県 10,000円、村山地域 15,000円 置賜地域・県外（秋田県除く）20,000円

注）最初の利用から1年間、1荷主あたり50万円を上限。但し、商社等の場合、1荷主当たり50万円を上限とし、総額100万円まで

#### 酒田港大口利用促進助成

**対象者**／酒田港利用のコンテナ貨物量が年間25TEU以上で、且つ前年と比較して増加している最終荷主▶**助成金額**／最大50万円（増加分1TEU当たり2,000円）

なお、助成制度詳細についてのお問い合わせは、「プロスパーポートさかた」ポートセールス協議会（事務局：山形県商工観光部観光交流局経済交流課）TEL 023-630-2366 FAX 023-630-2367 URL: <http://www.port-of-sakata.jp/>



お問い合わせ／市商工港湾課港湾空港係 ☎26-5758

# 雇用・商工業の振興を支える 各種助成制度をご利用ください



## ＜酒田港＞ 「重点港湾」指定の実現を！

国では、全国の重要港湾103港から「重点港湾」約40港への絞り込みを行っています。「重点港湾」指定に向け、要望活動を展開中です！！

## 雇用対策

### 未就職高校卒業者雇用促進助成金（新規）

未就職高校卒業者を1年以上継続雇用した事業主に助成します。

**対象**／【事業主】対象労働者を公共職業安定所の紹介により雇い入れ、1年以上継続して雇用した雇用保険適用事業所の事業主、その他要件あり【労働者】本市に住所を有する平成22年3月に高校を卒業した者のうち、22年3月末において就職が決定・内定していない方で、22年4月15日～12月31日までに雇用された方▶**助成額**／対象労働者1人につき30万円▶**申請**／雇入日から3か月以内  
◆平成22年度に雇用計画を承認し、平成23年度に助成金を交付。

### 雇用創出特別助成金

事業主の都合により退職を余儀なくされた方を公共職業安定所の紹介により雇い入れ、1年以上継続して雇用した事業主に助成します。

**対象**／【事業主】雇用保険適用事業所の事業主で対象労働者の雇い入れの日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までに労働者を解雇したことがなく、対象労働者に関し、ほかの助成金の交付を受けていない方【労働者】本市に住所を有し、雇い入れの日に60歳未満で、平成23年3月末までに事業主の都合により解雇され、平成23年3月末までに雇用された方  
**助成額**／対象労働者1人につき30万円▶**申請**／雇入日から3か月以内  
◆平成22年度に雇用計画を承認し、平成23年度に助成金を交付。

### 若年無業者教育訓練助成事業

求職者の就職活動を支援するため、就職活動に役立つ教育訓練を受講し、修了した場合の費用の一部を助成します。

**対象**／本市に住所を有する35歳未満の方で、雇用保険加入期間が1年未満の方、教育訓練開始日に就職していない方、山形県若年就職支援センターに登録している（する）方▶**要件**／就職活動を容易にする内容の教育訓練であること等  
**助成額**／教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額（上限10万円）▶**申請**／受講開始前